

朝日町保育園の延長保育料

延長保育料負担額表

納入義務者の属する世帯の階層区分		延長保育料(月額)			
階層区分	定義	①午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間、又は午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分までの間利用した場合	②午後 6 時 30 分から午後 7 時 までの間利用した場合	③左記の①②の双方を利用した場合	
1	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯	0 円	0 円	0 円	
2	前年度市町村民税(9 月以降は当該年度市町村民税)が非課税の世帯	0 円	0 円	0 円	
3	前年度市町村民税(9 月以降は当該年度市町村民税)が課税世帯であって、その所得割額が右記に該当する世帯	48,600 円未満	1,000 円	400 円	1,400 円
4		48,600 円以上 97,000 円未満	2,000 円	800 円	2,800 円
5		97,000 円以上 169,000 円未満	3,400 円	1,100 円	4,500 円
6		169,000 円以上 301,000 円未満	4,300 円	1,300 円	5,600 円
7		301,000 円以上 397,000 円未満	4,900 円	1,400 円	6,300 円
8	397,000 円以上	4,900 円	1,400 円	6,300 円	

備考

- 1 延長保育料の納付対象者は、0 歳児から 5 歳児までの全ての園児の保護者を対象とする。
- 2 保育短時間認定(午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの保育利用認定)
  - (1)午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間、又は午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分までの間、保育を利用した場合は、①の区分の延長保育料を納付すること。

(2)上記(1)に引き続いて、午後 6 時 30 分から午後 7 時までの間、保育を利用した場合は、①、②の区分を加えた③の区分の延長保育料を納付すること。

3 保育標準時間認定(午前 7 時 30 分から午後 5 時 30 分までの保育利用認定)

(1)午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分までの間、保育を利用した場合は、①の区分の延長保育料を納付すること。

(2)上記(1)に引き続いて、午後 6 時 30 分から午後 7 時までの間、保育を利用した場合は、①、②の区分を加えた③の区分の延長保育料を納付すること。

4 保育標準時間認定(午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの保育利用認定)

(1)午後 6 時 30 分から午後 7 時までの間、保育を利用した場合は、②の区分の延長保育料を納付すること。